

(仮称)上新電機半田店

大規模小売店舗立地法指針項目チェックリスト

1 概要

旧半田市民ホールの跡地に電器店他を新設する(法第5条第1項)

2 届出の内容

届出年月日	平成23年8月11日		
店舗	店舗名称	(仮称)上新電機半田店	
	店舗所在地	半田市浜田町三丁目8番1号ほか1筆	
設置者	名称	上新電機株式会社	
	代表者	代表取締役 土井 栄次	
	住所	大阪市浪速区日本橋西一丁目6番5号	
	備考	なし	
小売業者	名称	上新電機株式会社	
	代表者	代表取締役 土井 栄次	
	住所	大阪市浪速区日本橋西一丁目6番5号	
	備考	1名(未定)	
店舗面積	3,580 m ²		
施設の配置	駐車場	位置	別紙図面のとおり
		台数	148 台
	駐輪場	位置	別紙図面のとおり
		台数	105 台
	荷捌施設	位置	別紙図面のとおり
		面積	140 m ²
	廃棄物 保管施設	位置	別紙図面のとおり
		容量	21.5 m ³
施設の運営	営業時間	開店	午前9時
		閉店	午後9時30分
	駐車場利用時間帯	午前8時から午後9時45分まで	
	駐車場出入口	数	1箇所
		位置	別紙図面のとおり
荷捌時間帯	午前6時から午後10時まで		
新設する日	平成24年4月12日		

3 参考事項

敷地面積	10,123 m ²		
建築面積	4,438 m ²		
延床面積	4,305 m ²		
業態	住・生活関連品専門店		
用途地域	準工業地域	—	—
備考	—		

(仮称)上新電機半田店

4 基本的配慮事項

配慮事項	記述事項
(1) まちづくり計画の検討	都市計画及び中心市街地活性化基本計画等について情報収集し、検討する
(2) 深夜営業の対応	深夜営業は行わない
(3) 住民説明会の開催	地域住民等の理解が十分得られるよう説明・周知する
(4) テナントの履行確保	設置者が小売業者に届出内容を周知し、遵守するよう徹底させる
(5) 責任者の任命	各小売業者の店長を各区画毎の責任者として任命する
(6) 予測乖離時の措置	関係行政機関と協議の上、指針に沿った合理的措置を講じる
(7) 通年の臨時措置	混雑が予想される場合に実情に応じて交通整理員を配置する
(8) 開店時の臨時措置	交通整理員を配置する

5 施設の配置及び運営方法に関する事項

1 駐車需要の充足・周辺地域の利便確保のための配慮

(1) 交通に係る事項

ア 駐車場の必要台数の確保

(ア) 小売店舗の必要駐車台数

a 指針による算出

行政人口	店舗面積	日來客数 原単位 (人/千㎡)	ピーク率	駅からの距離 (商業系地域 の場合)	自動車分担率	平均乗車人員	平均駐車 時間係数	必要駐車台数
120,036人	3,580 ㎡	993	14.40%	200m	70.00%	2.00 人	0.83	148 台

総駐車台数	従業員等駐車台数	業務用駐車台数	搬出入用駐車台数	併設施設駐車台数	来客用駐車台数	評価
159 台	11 台	0 台	0 台	0 台	148 台	○

b 指針によらない「特別な事情」による算出

特別な事情による算出を行う場合は、aの表をコピーし入力してください。

イ 駐車場の位置及び構造等

1平面自走オペレーター:無	2平面自走オペレーター:有	3機械式駐車場	共用駐車場数	ピーク1hの来台車数
1箇所	0箇所	0箇所	0箇所	179 台

ウ 駐車場形式・出入口数・位置・駐車待スペース・分散確保・交通整理

種別	1	収容台数		歩行者動線		騒音配慮		排ガス配慮		前向き駐車		
		出入口数	道路種別	道路幅員	歩道	交差点距離	駐車待スペース	予測来台車数	道路形態	入出庫方法	整理員	評価
① 駐車場	東	なし	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	西	なし	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	南	1箇所	国道	31m	あり	55m	8.8m	1,244	中央分離帯	左折のみ	なし	○
	北	なし	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
交通整理員等の配置		年間を通して混雑する時期のみ配備										

評価	駐車場法の基準	駐車場出入口の数・位置	駐車待スペース	駐車場の分散確保	出入口における交通整理
○	○	○	○	○	○

エ 周辺交通状況の把握

交通量調査	来客車両等の方向別予測	店舗周辺状況調査	交通流動の予測
実施	実施	実施	実施(交通飽和度等の検討)

(ア) 交通飽和度の検討

		休日			平日		
		現況	開店後	評価	現況	開店後	評価
交差点:地点1	飽和度	0.570	0.626	○	0.631	0.649	○
	将来交通量/可能交通容量	0.698	0.763	○	0.594	0.659	○
	ピーク時間帯	16時台			17時台		
交差点:地点2	飽和度	0.434	0.452	○	0.683	0.701	○
	将来交通量/可能交通容量	0.567	0.575	○	0.574	0.578	○
	ピーク時間帯	14時台			17時台		
交差点:地点3	飽和度	0.477	0.520	○	0.465	0.473	○
	将来交通量/可能交通容量	0.680	0.697	○	0.672	0.684	○
	ピーク時間帯	16時台			17時台		

(仮称)上新電機半田店

※周辺道路の混雑を回避するための対策等

- ・オープン時や特売日等の繁忙日で混雑が予想される場合に実情に応じて交通整理員を配置
- ・広告チラシによる誘導

オ 駐輪場等の確保等

駐輪場の位置及び箇所数	店舗西側に1箇所
駐輪場の収容台数	105台
標準収容台数	103台
収容台数根拠	指針の標準収容台数による

位置評価	台数評価
○	○

カ 自動二輪車の駐車場の確保

自動二輪車駐車場の確保	確保	収容台数	10台
位置及び箇所	店舗西側建物付近駐輪場横に1箇所		

位置評価	台数評価
○	○

キ 荷捌施設の整備等

(ア) 荷捌施設の整備

停車位置	専用出入口・通路	面積	営業時間外の搬入	平均処理時間	同時処理可能台数	ピーク時車両数	処理能力
敷地内	混在	140㎡	あり	30分	2台	1台	○

(イ) 計画的な搬入

搬入ピーク	台数	道路混雑ピーク	道路余裕時間帯	施設運営計画の有無	荷捌待スペース	評価
9:00~12:00	2台	16:00~17:00	21:00~22:00	なし	なし	○

ク 経路の設定等

(ア) 車両関係

a 来客車関係

案内表示の設置	交通整理員の配置	情報提供	生活道路の回避	通学路の回避	療養施設等の回避	右折経路
あり	配置なし	チラシ配布	回避	回避	回避	なし

b 搬出入車両関係

通学路との交錯	登下校時間の運行	登下校時間の交通整理員
なし	—	—

※非配備の場合等の対応

—

c バス・タクシー等交通機関関係

駐車場の確保
バス・タクシー等の停留所なし

d 地方公共団体・公共交通事業者の事業関係

パークアンドライド事業等への協力	評価
協力なし	○

(イ) 歩行者通行関係

通り抜け可能通路の保持	通行妨害施設	閉店後の夜間照明の設置	評価
必要なし	なし	必要なし	○

(ウ) 廃棄物・リサイクル関係

廃棄物減量化計画	リサイクル活動推進計画	評価
実施	実施	○

(エ) 防災・防犯対策への協力

a 防災への協力

避難場所の提供	物資の緊急提供	その他
締結可能	締結可能	—

b 防犯への協力

夜間照明の配置	警備員等の巡回	その他	評価
配慮あり	—	—	○

(仮称)上新電機半田店

2 生活環境悪化防止関係

(1) 騒音発生に係る事項

ア 騒音問題対応策

(ア) 一般的対策

	住居(距離)	高層住居(距離)	騒音発生源	遮音壁(高さ)	緑地帯	その他の対策
東方向	4 m	なし	廃棄物収集作業	なし	なし	作業時間帯の制限、回収時間を短縮
西方向	なし	なし	—	—	—	—
南方向	なし	なし	—	—	—	—
北方向	40 m	なし	キュービクル	なし	なし	専用収容箱に設置

遮音壁の影響 遮音壁設置なし

(イ) 営業活動の騒音対策

早朝・深夜荷捌きの有無	なし
荷捌施設建築計画面での配慮	特になし
荷捌作業運営面での配慮	一括納入等による作業時間の短縮、アイドリングストップ
放送設備使用面での配慮	屋外放送なし

(ウ) 付帯設備及び付帯施設等における騒音対策

冷却塔、室外機等からの騒音配慮	既存住宅に影響が少ない場所に設置、低騒音型機器の導入
給排気口等からの騒音配慮	既存住宅に影響が少ない場所に設置、低騒音型機器の導入
駐車場からの騒音配慮	営業時間外は封鎖、アイドリングストップを周知
廃棄物収集作業等に伴う騒音配慮	早朝、深夜の作業回避、回収時間短縮
経年劣化等の事後対策	機器周辺の防音措置の強化、機器の配置の見直し・更新

イ 騒音の予測評価

予測対象騒音	定常騒音	空調機室外機	37	冷却塔		給排気口	32	変電施設		浄化槽		ポンプ					
		冷凍機室外機		キュービクル	1												
	変動騒音	自動車走行	○	後進警報ブザー	○	台車走行	○	BGM		アナウンス							
		ゴミ収集作業	○	アイドリング													
衝撃騒音	荷降し音	○	納品車ドア開閉音	○													
建物の構造(高さ)		鉄骨造1階建(6.5m)															

(ア) 等価騒音レベル予測

		東(E1)	東(E2)	東(E3)	西(W1)
用途地域		準工業地域	準工業地域	準工業地域	準工業地域
昼間基準値		60 dB	60 dB	60 dB	60 dB
夜間基準値		50 dB	50 dB	50 dB	50 dB
設置者	昼間等価騒音レベル	59.3 dB	44.5 dB	50.2 dB	57.7 dB
	評価	○	○	○	○
	夜間等価騒音レベル	28.2 dB	33.2 dB	18.1 dB	37.7 dB
	評価	○	○	○	○
県	昼間等価騒音レベル検証	妥当	妥当	妥当	妥当
	夜間等価騒音レベル検証	妥当	妥当	妥当	妥当

※基準値を超えた場合の対応等

—

(仮称)上新電機半田店

(イ)夜間における騒音ごとの予測

A 商工系地域で周囲50m以内に学校、保育所、病院、患者収容施設を有する診療所、図書館、特別養護老人ホームの有無					無
B 工業地域で住居系地域との境界線を50m以内に有するか否か					
上記A・Bの具体的内容					—
		東(E4')	西(W2')	南(-)	北(N1')
用途地域		準工業地域	準工業地域	準工業地域	準工業地域
基準値を5dB減ずる要因		なし	なし	なし	なし
基準値		50dB	50dB	50dB	50dB
設置者	定常騒音の騒音レベル	33.6dB	45.2dB	-	43.2dB
	評価	○	○	-	○
	変動騒音と衝撃騒音の騒音レベルの最大値	-	-	-	-
県	定常騒音の騒音レベル検証	妥当	妥当	-	妥当
	変動騒音と衝撃騒音の騒音レベルの最大値検証	-	-	-	-

※基準値を超えた場合の対応等

—

(2) 廃棄物関係

ア 廃棄物等の保管について

悪臭問題関係配慮	ドアを設置して密閉
衛生問題関係配慮	ドアを設置して密閉

(ア)小売店舗の必要保管容量

a 指針に分類される廃棄物等

取扱品目	届出容量	保管日数	日排出量	見かけ比重	必要保管容量	見かけ比重の変更	評価
紙廃棄物用	21.50 m ³	1日	0.745 t	0.10 t/m ³	7.45 m ³	変更なし	-
金属製廃棄物用		1日	0.025 t	0.10 t/m ³	0.25 m ³	変更なし	-
ガラス製廃棄物用		1日	0.021 t	0.10 t/m ³	0.21 m ³	変更なし	-
プラスチック製廃棄物用		1日	0.072 t	0.01 t/m ³	7.16 m ³	変更なし	-
生ごみ用		1日	0.605 t	0.55 t/m ³	1.10 m ³	変更なし	-
その他可燃性廃棄物用		1日	0.193 t	0.38 t/m ³	0.51 m ³	変更なし	-
合計	21.50 m ³	-	-	-	16.68 m ³	-	○
保管日数の設定根拠	既存の実績に基づく						
見かけ比重変更の理由	変更なし						
指針と異なる算定式の使用	変更なし						

b その他の廃棄物等

- ・バックヤード内で保管

(イ)小売店舗から排出される廃棄物の増減要因

廃棄物排出量を減少させる要因		廃棄物排出量を増加させる要因	
ダンボール不使用納品の実施	あり	空缶・空き瓶の回収箱設置	あり
生ゴミ堆肥化施設の使用	なし	食品トレー・ペットボトルの回収箱設置	あり
廃棄物等圧縮機の使用	なし	食品加工場の設置	なし
脱水装置の使用	なし	物販店以外の施設との保管施設の共有	なし
その他	なし	その他	なし

※その他廃棄物減量化及びリサイクル等に係る取組み

<ul style="list-style-type: none"> ・家電4品目、使用済みの充電式電池・携帯電話の回収を実施する。 ・納入メーカーに対して段ボール不使用納品を依頼している。 ・精算済みシールテープ・簡易包装(ひも掛けのみ)の推進を行う。 ・自販機設置業者が空き缶や瓶等の回収を定期的に行うことを義務付け、資源回収を図る。

(ウ)廃棄物保管施設の位置・構造

位置・構造	種類・処理方法ごとの分別の実施	分別廃棄を実施
	搬出作業の利便性の確保	特になし
	搬出作業の騒音・悪臭対策の確保	夜間及び早朝作業は控える
	生ゴミ保管施設の温度管理等の実施	生ゴミ排出なし
	生ゴミ保管施設の密閉性の確保	生ゴミ排出なし

(仮称)上新電機半田店

イ 廃棄物等の運搬や処理について

十分な搬送頻度の確保	種類毎に1日1回搬出
繁忙期の特別な措置	特になし
運搬(予定)業者(免許番号)	半田市許可業者
運搬業者・処理業者に対する情報提供	特になし
敷地内処理の配慮	すべて敷地外処理
廃棄物運搬・処理実施要綱等の制定	なし

評価
○

(3) 街づくり等への配慮

街並みづくり等への配慮	・半田市ふるさと景観計画を遵守した建物デザイン、色調 ・従業員等による店舗周辺の清掃を定期的実施
市町村等の公的計画への協力	特になし
照明等の配慮	閉店30分後に消灯、指向性照明器具の設置
敷地内の緑地計画	建物、駐車場周辺に緑地帯(面積:457㎡、緑化率:4.5%)を設置

評価
○

出店地連絡会議の意見概要	対応
1 届出の入退店経路を周知徹底するとともに、開店後の状況に応じ、必要な対策を実施されたい。	1 オープンチラシに來退店経路を記載し経路の周知及び誘導を徹底するとともに、開店後のチラシについても定期的に記載します。また、來店経路上への看板設置については今後検討します。状況に応じ、必要な対策及び対応を行います。
2 防犯カメラの設置を含めた防犯対策について、所轄警察署と協議すること。	2 防犯カメラの設置位置やその他防犯対策等、内容が固まり次第、所轄警察署と協議を行い、適切な対応を実施いたします。
3 工事中も含め、開店後も状況に応じ、必要な騒音対策を実施されたい。	3 工事中において、周辺住民へ配慮し、騒音や振動等も含め、適切な対策及び対応を行います。また、開店後も、万一、苦情等が生じた場合、誠意をもって対応いたします。

市町村の意見概要	対応
意見なし	-

住民等の意見の概要	対応
意見なし	-

県の意見案
意見なし

県の意見に至る考え方
出店地連絡会議での意見に対する設置者の対応は概ね妥当なものと考えられる。